

令和3年度第1回千葉市消費生活審議会議事録

1 日 時 令和3年7月13日（火） 午後2時00分～3時10分

2 場 所 千葉市消費生活センター 3階 研修講義室

3 出席者 《委員》

志村修委員、石戸光委員、久保桂子委員、清水佐和委員、
小川善之委員、齋藤一男委員、深谷耕司委員、海保英利委員、
劉桂栄委員、羽鳥敏彦委員、保木口知子委員
（欠席：鈴木美和子委員、相原隆委員）

《アドバイザー》

長倉健アドバイザー（千葉市立緑が丘中学校校長）
前田真帆アドバイザー（千葉市立生浜西小学校校長）

《事務局》

神田生活文化スポーツ部長、
御園消費生活センター所長、布川消費生活センター所長補佐、
山口消費者教育班主任査、尾崎相談・指導班主任査

4 報告事項

- （1）令和3年度実施事業について
- （2）令和4年度事業の方向性について（予定）
- （3）「第4次千葉市消費生活基本計画」策定に向けた今後の予定について

5 議事の概要

（1）報告事項

ア （1）令和3年度実施事業について

第3次千葉市消費生活基本計画に基づき、令和3年度に消費生活センターが実施予定の施策について、配布資料に基づき事務局から説明後、質疑応答がなされた。

イ （2）令和4年度事業の方向性について（予定）

第3次千葉市消費生活基本計画に基づき、令和4年度の消費生活センターの事業の方向性について、配布資料に基づき事務局から説明後、質疑応答がなされた。

ウ （3）「第4次千葉市消費生活基本計画」策定に向けた今後の予定について

令和5年度から運用開始予定の第4次千葉市消費生活基本計画策定に向けた今年度及び来年度の予定について、配布資料に基づき事務局から説明後、質疑応答がなされた。

6 公開状況

会議は公開。(傍聴人：1人)

7 審議会の成立について

委員13人のうち半数以上である11人が出席し、審議会は成立。

(長倉健、前田真帆の両アドバイザーも、同席した。)

(議長 志村会長)

それでは、議事に入らせていただきます。報告事項(1)「令和3年度実施事業について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局 消費者教育班 山口主査)

それでは、報告事項(1)について、ご説明いたします。【資料1】をご覧ください。

まずは、「令和3年度実施事業について」、ご説明いたします。

皆さんご存じのとおり、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染拡大によって、当センターの教育・啓発事業も中止や縮小など、様々な影響を受けましたが、この1年で何に注意すれば感染防止になるかということが分かってきておりますので、また、昨日から東京都が緊急事態宣言に入りまして予断を許さない状況ではありますが、今年度は、その時々感染拡大状況に合わせて、柔軟に事業を実施してまいりたいと思います。

「1 講座・講演会について」ですが、いくつかピックアップしますと、巡回講座・連携事業は昨年度キャンセルが相次ぎ、40件程でしたが、今年度は現時点でお申し込みをたくさんいただいております、60件以上のお申し込みを頂いております。

また、昨年度中止とした、「夏休み小学生講座」では、例年は子供同士でわいわい学んでいただく講座になっておりますが、今年度は「親子で話そう食品ロス」と題しまして、話し合いの場を親子に限定することによって、感染拡大のリスクを軽減することとしました。

また、食品ロスのテーマは親子で話し合うことが子供同士だけで話し合うより、ご家庭にお持ち帰りいただいた場面等で意味があることだと思います。

続いて、裏面をご覧ください。「2 学校での消費者教育について」です。いよいよ、来年の4月に成年年齢が18歳に引き下げられることから、3つの事業を中心に若年者の消費者教育に力を入れてまいります。

消費者教育研究推進校については、今年度で3年目を迎えます。今年度は市立千葉高校と、さつきが丘中学校で実施しますが、この2校以外でも、依頼があればその都度支援をしていきたいと思っております。7月15日には、植草学園大学附属高校に伺って、講義を行う予定です。

このほか、適応指導教室での出前授業や、昨年度の審議会でお帰りの際にご覧になった方もいらっしゃるかと思います。消費者教育ポスター展の募集について、各学校に通知を出しており、今年度も力作が集まると期待しています。

続いて、「3 情報・資料配布」についてですが、暮らしの情報いずみは、当センターが奇数月に発行しております消費生活に関する情報紙になりますが、他の自治体への送付もたくさんしていましたが、7月号からはメール購読に切り替えさせていただきました。今

後、個人で定期購読されている方々へも、メールへの購読を働きかけていきたいと思っております。

また、市政だより折り込みの特集号は、1月号を予定しておりまして、成年年齢引き下げに関する記事を掲載する予定になっております。

私からは以上になります。

(事務局 相談・指導班 尾崎主査)

続きまして、令和3年度実施事業【新規】について【資料2】をご覧ください。

こちらですが、通話録音装置等の設置経費に関して補助を今年度より実施いたしております。迷惑電話等防止機器設置助成の目的としまして、近年深刻化している、高齢者を狙った「電話 de 詐欺」やしつこい電話勧誘などによる被害やトラブルを防止するため、65歳以上の高齢者世帯に対し、迷惑電話防止機能付き電話機器等の購入・設置費用の一部を助成するものです。

対象となる方につきましては、まず、市内に住所（住民登録）を有する65歳以上の方で、日中65歳以上の方のみの世帯になることが条件となっております。お一人世帯でなく家族と同居されていても、日中お一人65歳以上の方のみとなる場合は対象となります。

それと条件としまして、世帯にいらっしゃるすべての方が市税を滞納していないこと、もう一点暴力団員又は暴力団員もしくは暴力団関係者ではないことが条件となっております。

助成の補助の金額ですが、対象機器の購入費・設置費用の3/4以内を補助の対象額としまして、上限が1万円となっております。一般的には、電話機が1万円から3万円程度のもの、FAX 機能がついているものと、もう少し高額になっておりますが、上限が1万円となっております。

次に対象となる機器について、3点ほどご説明いたします。まず、固定電話に取り付けるようなものですが、通話録音装置というもので、今ある固定電話に取り付けて、電話内容を録音するとともに、通話内容を録音することを相手に自動的に伝える機能があるものです。メッセージの例としては、「この電話は振り込め詐欺などの防止のため、会話内容が自動録音されます。」というようにメッセージが流れた上で着信する機能です。あらかじめ、勧誘であったりとか詐欺電話であったりする場合にこのメッセージが流れることによって切電される例が多いと報告が上がっております。

次は、着信拒否装置というものになります。こちらは今ある固定電話に取り付けるもので、かかってきた電話番号を自動で判別して点灯して通知する機能があるものです。ただし、こちらにつきましては、機械の購入とともに発信番号表示サービスへの加入が必要となります。3点目は、今申し上げた、ア・イの機能が元々ついている固定電話機を購入していただくことも対象になります。

こちら今年度につきましては、予算上補助台数につきましては、500台程度を予算として確保しております。予算額が、500万円です。費用のほうで、設置費用3/4の補助ということですので、なかには1万円以下のものを買われる方については、1万円以下の3/4の補助になりますので、そのため、500台程度ということで補助を予定しております。こちら申請の受付ですが、今年度7月1日から受け付けておりまして、現段階1日から12日の昨日までの日付で130件を受け付けております。今回申請にあたって、10

月29日までに予約して申請していただくことを予定しておりますが、今後の申し込みの状況によってはこれまで市政だよりや暮らしのいずみなどの情報紙で周知のほうをしてまいりましたが、各町内自治会等の協力をいただきまして自治会より回覧をしていただくというようなことも考えております。以上でございます。

(議長 志村会長)

報告事項(1)について、今大事なものが新規でご提案がありましたので、ご質問や感想とご意見等がございましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(深谷委員)

【資料1】の1番の表の中で、巡回講座がございますが、今年も地元で歴史愛好会をやっており、出前講座等を依頼しておりますが、市政100年とか千葉氏の歴史とかですね、そういった依頼をしておりますが、非常に今小・中学校を含めて大きな反響があるそうです。そういうことからすると、今回の事例も、非常にいい形でやられているのかなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。それから、9月の江戸時代のリサイクルについて中身がどういうものかわかりませんが、非常におもしろそうな感じの印象を受けました。

それから、一番下の2月の消費生活講座ですね、最近どこが主催したのかわかりませんが、日本FP協会千葉支部主催の講座の申し込みがありました。私も申し込みましたが、応募者が多数で落選してしまいました。そういったことで、かなり一般向けといいつつも、相当な希望者が出ると思いますので、落選された方々の対応についても十分検討していただけたらと思います。

それから、2番の「学校での消費者教育」の本文のところで、3行目の「引き続き事業を展開する」について具体性に欠けるのかなと思います。表に記載されている3つの項目のすべてについてでしょうか。

それから、【資料2】の補助台数が先着500名ですが、予算編成時に事前アンケートとかは取っているのでしょうか。

以上でございます。

(議長 志村会長)

それでは、いくつかお答えが必要かと思いますが、事務局お願いします。

(事務局 消費者教育班 山口主査)

【資料1】について先にお答えさせていただきます。1番について講座に興味を持っていただきありがとうございます。ぜひ応募もしていただけたら嬉しいなと思います。2月のFP協会との講座についてですが、昨年は中止になってしまいましたが、大変人気があって抽選になるほどの講座でございましたが、今回は会場を大きくしましたが、コロナの影響で満席にはできませんが、生涯学習センターの2階ホールで行う予定ですので、いつもより定員を多くして募集したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、2番の消費者教育についてですが、ご指摘のとおり言葉足らずだったところがあると思います。すみませんでした。中学校と高等学校を推進校に指定するという、消費者教育推進校事業が今年度で3年目に入りまして、3年目だという意味で引き続き事業を展開するという意味で作文させていただきました。この3つの中に新規の事業はありませんが、誤解を招くわかりにくい表現だったと思います。それぞれの事業は新規ではありませんので、例年より良くなるように引き続き展開していくという気持ちでやっております。

すので、よろしくお願いします。

（議長 志村会長）

【資料１】についてはそこまでよろしいですか、深谷さん。

（深谷委員）

はい。

（議長 志村会長）

それでは、【資料２】について事務局をお願いします。

（事務局 相談・指導班 尾崎主査）

予算額５００万円についてですが、まず予算額を５００万円とした理由ですが、千葉県警の発表では電話による詐欺の市内での発生件数は、２０１９年では２４０件、またしつこい迷惑電話などの電話勧誘による消費生活相談が２０１９年は４２９件発生しております。また、これを導入するにあたって近隣政令市・近隣市でどれくらいの補助をしているのかを調査した結果、補助額については限度額１万円、件数は５００件ということで、近隣市の状況を参考に５００件分５００万円を予算額として決めさせていただきました。以上でございます。

（議長 志村会長）

よろしいですか。

（深谷委員）

はい。

（議長 志村会長）

どうもありがとうございました。その他ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項（１）については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項（２）令和４年度事業の方向性について事務局より説明をお願いします。

（事務局 消費者教育班 山口主査）

それでは、報告事項（２）について、ご説明いたします。【資料３】をご覧ください。「令和４年度の消費生活センターの教育・啓発事業の方向性について」は、私から説明させていただきます。

令和４年度は、第３次消費生活基本計画の締めくくりの年となります。条例に定める理念「消費者の権利を確立するとともに、自立を支援し、自ら考え行動する自立した消費者を育成し、千葉市に関わる全ての消費者が安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策を推進する」を目標に、取り組んで参ります。

「１ 若者への消費者教育」についてですが、先ほど【資料１】の説明の際に申し上げた通り、成年年齢引き下げが迫っています。

公教育の中でどの子にも等しく消費者教育が必要であり、理想的には教科の中で質の高い消費者教育を行っていくことが大変重要です。学校での取り組みには、教育委員会との連携が欠かせません。以前から消費者教育ワーキンググループを設け、教育委員会との情報交換を行っているところですが、より一層連携して、消費者教育を行っていきたいと考えています。新規でこれをというものは、現時点で具体的なものはありませんが、【資料１】のところに記載させていただいた３つをより良いものにしていくというところでございます。

「2 高齢者への消費者教育について」ですが、高齢化の進行と単身世帯の増加、それから、昼間は高齢者のみの世帯も増えています。高齢者本人への啓発はもちろんです、見守り従事者への消費者教育を進めていくことで、消費者被害・トラブルの防止や早期発見に繋げて参りたいと思っております。

「3 新しい生活様式」への対応についてですが、インターネット関連のトラブルや通信販売によるトラブルなど増加傾向にあるトラブルに関しては、繰り返し周知していく必要があると考えています。高齢化の進行とデジタル社会の形成の加速が同時に起きることから、トラブルの増加を懸念しております。

また、周知方法のデジタル化については、今年度は市内消費者団体である、千葉県生活協同組合連合会と共催で、YouTube による若者向け消費生活講座を実施します。まだ計画段階ではありますが、大学生と啓発動画制作を含むワークショップを行う予定としております。このようなウェブを利用した取り組みを今後も増やしていければと思います。

私からは以上になります。

(事務局 相談・指導班 尾崎主査)

続いて、【資料3】の裏面をご覧ください。

「4 迷惑電話等防止機器設置助成【継続】」こちらは、今年度に続きまして次年度も継続して実施する予定でございます。高齢者を狙った電話 de 詐欺や迷惑電話による消費者被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者世帯に対し、迷惑電話防止機能付き電話機器等の購入・設置費用の一部を助成いたします。

今年度の補助金交付者にアンケートを実施いたしまして、アンケート結果をもとに、また今後の事業展開について導入効果を分析しながら研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

(議長 志村会長)

成年年齢引き下げという大きな変化も含めて大きな変化となる年になりますが、今の報告について何かご意見などがございましたらお願いします。

このコロナ禍でかなり生活様式がテレワークとか仮想の世界の中で物同士が行き違いする中で、消費生活が行われている現状があるのではないかと、その中での令和4年度でございますので、何かございましたらご意見いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

(深谷委員)

実際にデジタル庁の創設と消費者教育などに関連性は、具体的にあるのでしょうか。まだ、庁ができたばかりですから何も指示はないと思いますけれども、ちょっとイメージがわからないので、もしわかれば教えていただきたいなと思います。デジタルと聞くと、給付金や個人カードの関連に結びつけてしまうのですが、具体的にニュースで見ている感じでは、消費生活と何か関連があるのかなと思ったのですが。

(議長 志村会長)

何かございますか。

(事務局 消費者教育班 山口主査)

デジタル庁が令和3年9月1日に創設されるということで、特にちょっとこれからできるデジタル庁からは指示とか方針は具体的には見ておりませんが、センターの方でも、例えば講座のより一層のデジタル配信ですとか、あと相談そのものの直接の対面ではなくウェブを通じてやっていくような方式について研究してまいりたいと思っております。

(議長 志村会長)

当然デジタル庁が開始されれば、消費生活との関連が皆無ってことは考えられないので、その辺のところの情報もアンテナを高くして情報発信してほしいと思います。

よろしいですか。

(深谷委員)

はい。

(議長 志村会長)

どうぞ。

(久保委員)

コロナウイルスの関係で、非常に様々な行動が制約されている中で、今までと違った消費者トラブル、そういったものが出ているのではないかなと思っております。例えば、私が耳にしたものであれば、婚活サイトで直接会えないですけども、やりとりしているうちに投資信託などの投資の話で誘われるとか、今まででしたら対面で誘惑されるところが、ネットを通じてのそういったトラブルに巻き込まれる、その人はおかしい話だと気づいて巻き込まれなかったのですが、コロナだからこそ何か起きてくる問題というものがあるのではないかなと思います。そのあたりの情報がもし寄せられていたら、ぜひお話いただきたいと思います。

(議長 志村会長)

何かございますか、お願いします。

(事務局 相談・指導班 尾崎主査)

生活様式が変わったことによりまして、やはり皆様が外出せずに自宅においてインターネットを通じた契約として、商品の購入が多く増えております。特にコロナ禍におきまして、定期購入や副業の情報商材の購入に関してやはり SNS など、特に相手が場所だけ提供されて友達の友達から聞いたというような、本当なのかどうかという情報が今インターネットで多く溢れていますけれども、そういった紹介で副業がしたい、コロナ禍の中で収入が少ないといったところにおいて、副業の契約をされる方が多くいます。なかなか、コロナ禍で収入が少なくなってしまったという生活環境において、そういった情報が魅力的に感じるようです。実際の副業に関する内容をよく理解しないまま、確実に儲かるということはないですけども、それにすぐ飛びついてしまいます。たとえば、同じ方が3回・4回繰り返してしまったり、自宅でテレワークをしている際に、その合間に契約を10件もされてしまったりというような、これまで単体の方が多かったのですが、ちょっと被害額が大きくなってきているかなと感じております。やはり定期購入が増えておりまして、インターネットでパソコンを見て申し込むってことであればまだ確認がしやすいですが、皆様スマートフォンでご覧になるので、どうしても文字が小さい中での利用条件・総額購入金額について一番下までスクロールしないと見えない状況にございまして、安い値段に惹かれて皆様購入した上で、実は3回購入しなければならない、総支払額が5万円であったというようなトラブルで、なかなか解約しようと思っても電話が繋がらないというような相談が多く寄せられています。以上でございます。

(久保委員)

ありがとうございます。

(石戸委員)

18歳から成人ということで、大学生なんかでいうと、困窮者ということで最近のコロナの関係でバイトができなくなってしまった、そしてネットのデジタルでは個人間の金融がこれから問題になってきます。そして隠語を使ったわからない形のネット用語により、個人間金融が本当に怖いことに今後つながってくるし、体がいろいろなことで損なわれていくようなことが起こる可能性もあります。消費ということもそうですし、お金の貸し借りについてもこれから被害的な面では、18歳ということで判断力はまだないが、契約できるとなりますと、そういう問題が出てくるだろうと思います。

あとはデジタル庁という話がありましたが、海外、最近ニュースなんかでも取引で、Googleさんとかこういうところの取引があまりにも脱税的というか税金逃れとかですね、やめさせようではないかという、必ずしも拠点がないけれどもここで取引をしたとみなす。英語・中国語でいろんなことの連携をするとか、消費者側とのやりとりが増えてくると思いますので、千葉市様におかれましても英語・中国語・ポルトガル語といった話が出てきて、そことやりとりしなくてはいけない時もきつとくると思います。デジタル庁はそういうことの対策も含まれてきますが、デジタル庁との連携が大事になってくるだろうと思います。以上です。

(議長 志村会長)

その他ありますか。どうぞ。

(齋藤委員)

私も、若者の消費者教育は非常に大事だなと思っております。ご発言の中で、どういう教育をすればいいのかわかりましたけれども、センターさんの方で、特に若者の消費者教育のことについてこういうことが懸念される、そういったところを重点的に教育したいということがあればご指導いただきたいと思います。

それと、高齢者の消費者教育の問題ですが、実は私ども民生委員の仲間は千葉市内1,500名おりまして、毎月センターさんの方から暮らしのいづみをいただいております。1,500名の民生委員にお配りいたしまして、見守り活動をしていくなかで、特に一人暮らしのご老人等を含めまして、注意をするように呼びかけをしてくださいという活動をしております。これもなかなか新しい情報が入ってきますので、非常に有意義な情報提供をいただいていると解釈しておりますので、これからはぜひよろしくお願いします。

ちょっと細かいところで大変恐縮ですが、「2 高齢者への消費者教育」の文書についてですが、「高齢者本人への啓発とともに、見守り従事者への消費者教育を進めていく。」とありますが、言っている意味はわかりますが文面的にどうなのかなと思います。「高齢者本人への啓発とともに、高齢者への見守り活動をしている方～」というように、ちょっと表現を変えたほうがいいかなと思います。大変恐縮ですがよろしくお願いします。

(議長 志村会長)

今の点について、お願いします。

(事務局 消費者教育班 山口主査)

まず、若者への消費者教育についてですが、契約に関するルールといった、そういったものを重点的にやっていけたらと良いなと思っております。例えばコンビニとかで、「これください」と言って、「はい、わかりました。」ってお店の人が言った瞬間が契約であるということすら、一般の大人の方でも知らない方が多いと印象を受けております。契約と

いうのは、こういうものだよ、口約束でも、契約書に判子押した時だけではないよという、だからひとつひとつの買い物を慎重にやらなければいけない、そういう契約の基本的なこと、契約をした後に起きる責任とかを重点的に成年になる前に子供たちによく知ってもらいたい。あともう一点は、エシカル消費ですね、単に安い商品を買えばいいのではなく、この商品がどういう背景でつくられたものなのかなど、そういった背景も含めてこの商品を買うかどうか決めるというところ、この商品は誰が作ったのか、どういう理念を持った会社で作ったのか、どれが正解というものはありませんが、自分なりの考えを持って買い物、契約をしていただくところを幼い頃から学んでいってもらいたいと思っております。単発で事業をここで講座を行うことも反響があってとても良いことですけれども、やはり学校教育のなかでそれができると等しく子供たちにそういったことを勉強してもらえないのかなと思っております。

それから、高齢者の方への消費者教育の部分で、ちょっと表現が平易でない部分がありましたので、今後は見直していきたいと考えております。

民生委員さんの会議等でお配りさせていただいているものについて訂正がございました、「消費者被害注意報」という「いずみ」とは別のチラシを2か月に1回配布させていただいております。民生委員さんの方を中心に発行させていただいております。見守りの活動をされている方等にご活用いただいているというところでございます。

以上になります。

(齋藤委員)

はい。

(議長 志村会長)

深谷委員どうぞ。

(深谷委員)

本当に若者への消費者教育は重要なことだと思いますが、単純に契約といっても色々あるわけですね。国民生活センターの方もおられますが、近在で私もFP1級の資格を持っておりますが、試験を受けて高等学校へ行って金融機関に約40年近く勤めていましたが、こういった方々の活用というのも考えられると思うので、参考にしていただけたらと思います。それから、私も高齢者への民生委員をやっております、1,500名の中の1人ですが、見守り活動ということで、今日も熱中症の関係のチラシがあったものですから、配ってきました。コロナの中での見守りっていうのは非常に難しいですね、そういうことで、本当に高齢者の目に留まるような形のものをやっていただけたらと思います。以上です。

(議長 志村会長)

他にございますか。どうぞ。

(保木口委員)

令和4年度事業の方向性について、ここに挙げていただいた4つは、さすがだなと思いました。こちらに参加されるメンバーの方々が消費者行政だけでなく、学校の方であったり、民生委員の方であったり、商店街の方であったり、経済の方であったりということ、本当に地域一体で関心を持ってくださっているので、素晴らしいなと思っております。せっかくですので、私も全国のデータを扱っている立場からそれぞれの項目について、少し感想等を述べさせていただきます。

最初の若者への消費者教育ですが、来年の4月に向けて私共も必死でして、今般私共で18歳、19歳と今の成年である20歳～24歳の若者でトラブルに巻き込まれてしまうことに何か違いがあるのかを調べましたら、成年になって増えるのがお金関連と美容関連でした。先ほど石戸先生がおしゃってくださったように、怪しいお金の貸し借りであったり、儲け話であったり、後は情報商材の話もさつきしていただきましたけれども、怪しい投資話であったり、学生マルチも非常に増えます。もう一つは美容関連で、美容整形など「その日のうちからお化粧ができます。」みたいな、軽い感じで学生さんでもバイトの費用でできしまう。しかし、広告には「10万円でできます」と書いてあるので話だけ聞きに行ってみたら、結局「10万円だと痕が残るから70万円のほうがいいわよ」と言われて、その日のうちに施術までされてしまうということもあって、品質については、私どもは言えませんが、「70万円なんて高く払えない」といったトラブルがございます。そういった「美容」と「お金儲け」関連のテーマを中心に、毎月1本程度見開き1枚でイラスト入りの事例とチェックポイントを載せた注意喚起資料を出しておりますので、ホームページからダウンロードして使っていただければ幸いです。

高齢者に対して、現在私どもが懸念しているのが、自宅の押し買いというのでしょうか、お一人暮らしのマンションや一戸建てに電話がいきなりかかってきて、「この物件は、条件はいいが、建物が古くなるとどんどん安くなるから、今のうちに売っちゃいなさいよ。固定資産税もかからないし、修繕費もかからないし、めんどくさくないよ。今だったら、1,700万円で売れますよ。1,700万円を家賃に充てればこのまま同じ家に10年は住めますよ。」というような契約を強引にしようという案件です。不動産の売買には、消費者保護ルールがきちんとありますが、この場合は高齢者が売り手側になるのですよ。売り手側に対する保護というのは、十分ではないので、国土交通省などとも検討に向け情報共有しております。なんといっても、住まいなので金額も大きいですし、住むところがなくなるようなことになれば大変なことなので、要注意案件です。

それと最後に、「新しい生活様式」ということで、目立つようになった消費者トラブルを4つ挙げさせていただきます。1つ目は先ほどおっしゃっていただいた「定期購入」が圧倒的ですが、2つ目は、小学校・中学校の先生もおられますが、オンラインゲームの高額課金。コロナの影響でお友達と遊ぶ機会がないせいなのか、特に小・中学生の男子が高額課金してしまって、親御さんのところに請求がきて気が付くということが非常に増えています。3つ目は、先ほどの見守り活動の消費者被害注意報にもありましたが、ネット通販で知っているメーカーの商品がとて安くなっている、これはお買い得だと思って、ポチっと押してしまうといつまで経っても商品が届かないとか、全く違う商品が届いたというようなことが多くなっています。支払い方法として個人名義の銀行振り込みしか選べない、というものは怪しいですね。4つ目はネットでのサービス契約。先ほど先生からもお話がありましたように、「マッチングサイト」、ここから怪しい投資に誘導されるものも多いです。出会いの場がリアルでは少なくなっている、そういうところを悪用されるケースです。同じように、映画や動画の配信サービスの利用が増えています。無料お試し期間内だけで解約しようと思ったのに、複雑でできないといったものもありますし、外食ができにくくなって以降、さまざまな食事の宅配サービスに関するトラブルも増えています。

(議長 志村会長)

ありがとうございました。

ひとつずつ、そういえばと思うところばかりで、ありがとうございました。

その他、ございますか。

(羽鳥委員)

たしかに悪いことをする事業者は世の中にたくさんいると思いますが、やっぱり本来の消費者教育の根本は、まっとうな事業者を選んでいこうという、そういう目を養う消費者をつくっていく、これが非常に大事です。人をだまくらかして儲けようとする事業者をやっぱりどうやって見抜いて、どうやってそういう事業者を市場からレッドカードで退場させていくかということが本当は大事なわけであります。今、保木口さんから言われたとおりで、本当にいろんなものが周りにありすぎてよくわかっていない、情報が本当に過多で本当にわかっていない。先ほど契約の話で、「コンビニで、これをください。」といった時が契約ですよ。という話がありましたけど、これがネットになると、アマゾンなんかはいろんな情報があって、実は「これをください。」って言って「はい。」と言われてもそれはアマゾンの契約ではないです。だから、勝手に反故にされることもたくさんあります。でも、めちゃくちゃアマゾンってトラブルになっています。「これを下さい。」ってアマゾンに頼んで、ネット上で頼むと、頼んだお客さんが日本人だと、来るものだと思って待っています。ところがアマゾンから、「その商品は、契約になっていませんので、お届けできません。」って勝手に返ってきます。というトラブルも、別にお金を払っているわけではないから、お客さんの的にはお金をとられちゃったという話ではないですけれども、欲しいものが買えないというトラブルにもなっています。別にアマゾンがそれだから悪いとか良いとかという話でなくて、そういうことをしっかりわかった上で生活をしていかなくちゃいけない。「新しい日常」という言葉がありますけれども、そういうものがあるよということを知らしめていかなくちゃいけないと思います。

我々としては、毎年「わたしの提言」という論文募集を行ってまして、毎年テーマがありまして、今年の場合は「わたしが考える消費者教育」、「SDG s の目標達成のために取り組むべきこと」、「インターネット社会と消費者課題」まさに今の課題ですね、他に「成年年齢引き下げに伴う被害防止を考える」、「“消費”で築く新しい日常」これは令和3年度消費者月間テーマになっていたものです。あとは、「消費生活に関する自由課題」ということで、こういったもので要は、私はこの課題に対してこういう提言をしたいという論文を書いていただくものです。毎年、内閣府特命担当大臣賞が出ます。毎年実施していて、今回で37回目という、そうとう長く続いている論文募集になりますけれども、こういったもののうち、例えば、消費生活センターで働いている方々に書いていただくなど、最近では学生さんがものすごく書いてくださっていて、学生さんも一昨年もしくはそれより前くらいに内閣府特命担当大臣賞をとるような、そういう論文も出てきています。

もうひとつこれに加えてやろうとしていることが、若年層である中学生に対して、論文ではないが中学生が考える作文コンテストみたいなものを、ちょっとやってみたいなど。小学生のころから、こういった話は家庭科や道徳とかでいろいろとされてきている。そんな中で、中学生になって少し大人に近づいたところで、消費者問題って何かを考えてもらう。一度書いてもらった子のなかには、先生が書けっていうから書いたけど、お金も稼いでいない僕たちが消費に関して書いていいのだろうかという作文を書いてきた子もいましたが、それぐらいいろいろな子供たちの作文の内容があって面白いなと思っています。これから事業化して、作文コンテストみたいなものをやっていききたいなと、そうすることで子

供たちの関心を持ってもらう。夏休みの宿題でもいいと思います。関心を持ってもらうようなことをやっていきたいなと考えていますので、事業化した際にはぜひご活用していただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

(議長 志村会長)

その他ございますか。よろしいですか。まだまだ、身近な問題がでてきそうでありますが、そういった意味では、令和4年度は消費生活にとって大変重要な年だと改めて感じるわけでございます。事務局の方は、提案に沿った形で今のご意見を参考にして実施していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、報告事項(2)については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項(3)「第4次千葉市消費生活基本計画の策定に向けた今後の予定について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局 消費者教育班 山口主査)

それでは、報告事項(3)についてご説明いたします。【資料4】をご覧ください。第3次千葉市消費生活基本計画が令和5年3月31日で期間が終了いたします。このため、事務局では第4次の基本計画の策定準備を開始いたしました。つきましては、今年度から来年度にかけて、審議会及び新基本計画の検討部会を複数回開催する必要があります。

具体的には、令和3年11月には今年度2回目の審議会を開催し、その時に第4次千葉市消費生活基本計画の策定について、市長から諮問いたします。また、この場で検討部会の設置を行います。11月の審議会では、通常行っております令和2年度実績報告を含めた通常の令和3年度実施事業、令和4年度実施事業等についてもたくさんの議事がございます。こちらの方で第2回の審議会を開催させていただきます。そして、令和4年2月にWEBアンケートを実施する予定ですので、その結果も踏まえて令和4年3月に第1回検討部会を開催いたします。この時点で、骨子(案)を事務局よりお示しさせていただきます。それを踏まえて、令和4年5月に骨子(案)の確認と個別施策のために第2回検討部会を開催いたします。その後令和4年6月に委員改選を経まして、令和4年7月に令和4年度第1回審議会にて中間報告を行います。それから、令和4年10月の第2回審議会で答申を行う予定になっております。近年、年に1回のペースで審議会をやらせていただいていたのですが、今年度から来年度にかけて、審議会の開催さらに部会の開催をさせていただきますので、よろしくお願いします。令和4年10月の第2回審議会の答申を経まして、パブリックコメントを令和4年11月から12月にかけて行いまして、パブリックコメントで出た意見に基づき調整した後、策定し3月に公表。令和5年度より運用を開始いたします。ご多用中大変恐縮ですが、委員の皆様につきましてご協力よろしくお願いします。以上です。

(議長 志村会長)

報告事項(3)について、何かございますか。

第4次千葉市消費生活基本計画策定について、今お話しがあった部分で、かなりいろんな部分の見直しをする必要になってくる大事な時期だと思いますので、皆様もぜひそういった部分では、何かご意見がありましたらおのちほどでも結構ですので、事務局の方へお話をいただければと思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

(深谷委員)

令和4年3月・5月の部会ついて、この時の我々委員の位置づけはどうなるのでしょうか。部会とは我々委員も入りますか。それとも事務局だけの部会でしょうか。

（事務局 消費者教育班 山口主査）

部会は、委員の方の中から選出していただきまして、人数はまだ決まっておりませんが、委員の方の中から部会のメンバーを選んでいただきます。

（議長 志村会長）

よろしいですか。

部会は、委員の中から選ぶそうです。また、その時になったらお話があると思います。

（深谷委員）

はい。

（議長 志村会長）

他にございますか。

じゃあ、大変な時期に来ている消費生活について、良い計画ができますように皆様のご協力をいただければと思います。

これで、本日の報告事項は以上とし、終了とさせていただきます。少ない時間で十分お話ができなくて申し訳ありませんでしたけれども、ご協力ありがとうございました。長時間にわたる審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

審議会全体を通して、ご意見・ご感想等は何かございますか。

なければ、進行を事務局に戻したいと思います。どうもありがとうございました。それでは、事務局お願いします。

（事務局 消費生活センター 布川所長補佐）

それでは、令和3年度第1回千葉市消費生活審議会を終了いたします。ありがとうございました。